

## 準州時代（1854-67年）のネブラスカ銀行業

黒羽 雅子\*

### はじめに

本稿は、米国の西部開拓時代（the pioneer period）とされる時代のなかでもネブラスカ準州時代における銀行の出現とその活動が準州経済にどのような影響をもたらしたのかについての考察を目的としている。筆者はこれまで、20世紀以降のネブラスカ州における銀行業の困難を事例<sup>1)</sup>として、米国中西部を中心とする各州の銀行破綻の歴史が、米国の20世紀初頭の銀行制度改革に少なからぬ影響を与えたことを明らかにしてきた<sup>2)</sup>。ただ、研究史を訪ねても、20

世紀以降顕著になった同州に独特の銀行設立や経営の在り方などに、初期開拓時代の銀行業の特徴がどのように受け継がれ（あるいは受け継がれることなく）、19世紀末葉から20世紀初頭にみられるような特徴を持つにいたったのかについては、拙稿を含めてほとんど手が付けられていないのが現状である。

西部開拓時代の銀行業、特にミズーリ川以西の地域に関しては、必ずしも研究が豊富にあるわけではないが、20世紀初頭には州立の歴史協会の研究雑誌論文に散見されたし、1920年代以降には各州立大学の修士論文や博士論文のような形で、州内の銀行の歴史を取り扱ったものがみられるようになった。それらの中には、公刊された歴史書ばかりでなく州の行政文書などを使うものもみられたが、総じて歴史研究的なアプローチで、経済・経営史的な視点からの研究ではなかった。1930年代以降になると、銀行危機の発生を受けて、各州における銀行史研究が多数公刊されたが、それらの多くは直近の銀行危機の原因を分析するというものであって、西部開拓時代は対象にはならなかった。1950年代半ば以降になると、米国西部（the American West）と呼ばれる地域では、各州立の歴史協会や公文書館では銀行の破綻処理に関連した政府文書の整理が進み、それを利用した地域金融史研究が進んだ。当初それらの資料にアクセス

\* 黒羽 雅子 (Masako KUROHANE) : 山梨県立大学教授。 (mkurohane@yamanashi-ken.ac.jp) 「米国銀行整理史における銀行株主の二重責任 (Double Liability) の意義」『地方金融史研究』第47号、2016年6月、pp.1-23. 「アメリカにおける破綻州法銀行の再建－1933年緊急銀行法以前のネブラスカ州を事例に」石井寛治・杉山和雄編『金融危機と地方銀行 戰間期の分析』東京大学出版会、2001年、pp.485-516. 「インサイダー・レンディング再考－産業革命期ニュー・イングランド地方の銀行と産業金融－」柏谷誠他編『金融ビジネスモデルの変遷』日本経済評論社、2010年、PP.329-357.

<sup>1)</sup>Eugene Nelson White, "State-Sponsored Insurance of Bank Deposits in the United States, 1907-1929," *The Journal of Economic History*, Vol. 41, No. 3 (Sep., 1981), pp. 537-557. Clark Warburton, "Deposit Guaranty in Eight States During the Period 1908-1930," *FRASER* <http://fraser.stlouisfed.org/>. 黒羽雅子「戦前期米州法銀行の破綻と制度上の諸問題」『地方金融史研究』第25号、1994年。同「州法預金保証制度の失敗と銀行制度改革」『地方金融史研究』第27号、1996年。同「州法銀行の歴史と論争」『証券経済学会年報』31号、1995年など。

<sup>2)</sup>黒羽雅子「州法銀行再建整理の経験は連邦預金保険制度に引き継がれたのか」『経済志林』82巻4号、2015年など。

した研究の多くは、当該地域の大学院生による修士論文や博士論文、州立歴史協会の雑誌論文がほとんどであったが、研究論文としての西部各州を対象とした銀行史がこの時期に出そろい、州ごとの歴史的な違いや政治経済的な特徴などを踏まえた研究が蓄積されるようになった<sup>3)</sup>。これによって当該地域の郷土史家の研究や一次資料を利用した本格的な研究が開始されたことの意義は大きい。

なかでも1991年に刊行されたドティとシュワイカート（Lynne Pierson Doti and Larry Schweikart）による著書（*Banking in the American West*<sup>4)</sup>）は中西部各州所蔵の膨大な一次資料や聞き取り、各種論文やパンフレットなどを網羅的に利用しながら、1980年代までの150年間をカバーする詳細で広範な研究であり、当該地域を対象とした本格的な金融史研究である。こうした理由から、本書を西部地域を対象とした金融史の一定の到達点と位置づけ、本稿の議論の出発点とすることにした。

ドティとシュワイカートの著書では、対象とした「西部（the West）<sup>5)</sup>」の範囲を、テキサスを除くミネソタ、アイオワ、ミズーリ、アカンソーの各州境以西の16州<sup>6)</sup>と限定している。著者らは当該地域における銀行史・銀行経営史

<sup>3)</sup>たとえば、Neil King, "History of Banking in Denver, Colorado, 1858-1950," Master's thesis, University of Utah, 1964. Dale R. Howkins, "Banking in Utah," Master's thesis, University of Utah, 1951. などの概説的なものから、個別の銀行を取り扱ったJudith Barjenbruch, "The First National Bank of Vermillion, 1875-1937," Master's thesis, University of South Dakota, 1975.など多数見出される。

<sup>4)</sup>Lynne Pierson Doti and Larry Schweikart, *Banking in the American West: from the Gold Rush to deregulation*, University of Oklahoma Press, 1991.

<sup>5)</sup>アメリカ史研究において「西部」がどこを指したのかに関しては、柳生智子「アメリカ史における西部：フロンティア、ボーダーランドおよび西部研究の動向」『三田学会雑誌』108(2), 2015年7月, pp. 427-454による研究がある。ただ、本稿では、課題の性質上、この問題についてこれ以上言及しない。

<sup>6)</sup>Doti and Schweikart, *Banking in the American West*, p. 5.

を再検討しながら、地域の経済発展と銀行業の発展を結びつけて、当該地域の特徴を、①フロンティア時代（1849-1893年）、②銀行規制導入期（1893-1913年）、③銀行規制と経済不況（1913-1939年）、④経済回復とブーム期（1940-60年）、⑤国際競争の始まり（1960-1980年）、⑥規制緩和から金融新時代へ（1980年以降）の時代区分を用いて論じた。その結論として、一般に当該地域においては、①の時期における銀行業は地元出身の商人や農民や鉱山業者のうちの成功したものたちによって開始され、それらの銀行家の個人的な評判に依拠した信用がその銀行経営の特色であったとしている。②③の時期を特徴づけるものとして、州および連邦による規制が本格的に開始されたことがあげられるが、この地域では支店銀行制度の採用の可否が州銀行制度の安定、健全な銀行システムの維持という点で重要な意味を持った。西部諸州の多くは単店銀行制度<sup>7)</sup>を採用しており、それが銀行システムの不安定要因となっていた。第2次大戦後は、銀行業全体として技術革新や大きな制度的な変化のあった時期で、太平洋岸や南部サンベルト地域などがアメリカ経済を主導するようになったとしている。

著者らは「当初（the pioneer period）、西部諸州が直面する問題は同じようなものであり、人口の違いもそれほど大きなものではなかった。その結果銀行業の発展も同様の道筋をたどった」としている。一部の州を除いて、単店銀行制度が採用されていたことなどはその一例であろう。その後②と③の時期にいくつかの州で預金保証制度が導入された点についても、「同様の道筋」に含まれるとしている。著者らは、この認識を出発点に、その後の人口増加の速度の違い、経

<sup>7)</sup>'unit banks'の日本語訳としては「单一銀行」「単店銀行」がある。店舗を一つしか持たない銀行という意味である。直感的な分かりやすさから、ここでは「単店」を使用した。

済力の西海岸地方への移動により、地域の諸州に大きな差異が生み出されたという結論に達する<sup>8)</sup>。

本稿が対象とする時期は、ドティとシュワイカートの著書の①フロンティア時代である。彼らが、西部の銀行業についての全体像を明らかにした意義を踏まえつつも、実際には地域ごとに西漸運動に取り込まれた時期が違い、それぞれの自然的制約や地理的条件などが違い、各種の事業にかかわった人物像が違うという当然の差異が存在していた。そのため、ドティとシュワイカートが導き出した一般的特徴にそうした差異がもたらした特徴を加えることで、より具体的な開拓時代の当該地域の銀行業の展開を描きなおそうというのが、本稿の狙いである。ここでは、その手始めとして、準州時代を中心とするネブラスカ<sup>9)</sup>の銀行業の発展をたどり、その特徴を明らかにしたい。ネブラスカ州の銀行業・銀行制度は、他の西部の州預金保証制度導入州に比較してより早い時期から政治課題にのぼり、1911年の制度の発効から1930年の崩壊まで最も長期に預金保証制度を維持し、同時にその崩壊前後の混乱も深刻かつ長期にわたった。本研究の背景にはこうした州預金保証制度の導入を要請した同州の経済と金融業の関係を準州時代（1854-67年）に遡って検討し、その要因を探ろうという目的がある。

ネブラスカ準州時代の銀行業を取り扱う場合、前提として、合衆国の公有地政策が問題となる。というのは、行論で明らかになるが、ネブラスカにおける銀行業のはばすべてが、土地取引や都市開発を手掛ける不動産業者の兼営として始

<sup>8)</sup> Doti and Schweikart, *Banking*, pp. 7-18 & 26. なお、20世紀初頭に西部各州に導入された「預金保証制度」は 'Bank Guaranty' 'Deposit Guaranty' という名称を共通に持ち、「保険」というよりは「保証」思想で設計されたものと考えたほうがふさわしい。

<sup>9)</sup> ネブラスカを対象とする理由は、これに加えて、グレートプレーン地域の州のなかでは最も豊富に開拓時代の歴史書、その他の時期の銀行の内部資料などが利用可能なことが挙げられる。

またからである。公有地処分を対象とした研究は、米国史研究においても本邦においてもかなりの蓄積<sup>10)</sup>があり、本稿もその成果の多くを踏襲している<sup>11)</sup>。

本稿では以下の順番で論を進めていくことにする。「I」では1854年のネブラスカ準州の成立と準州議会が特許を与えた州法銀行の発券銀行業の問題について、「II」では1857年恐慌後に準州の銀行業の大宗を占めた無限責任の金融機関（個人銀行）およびその銀行家の活動の特徴について、「III」では国法銀行の出現とその特徴、「おわりに」では準州時代のネブラスカ銀行業の特徴とそれがその後の同州の銀行業のあり方にどのような影響を与えたのかに関して考察する。

本稿全体はドティとシュワイカートの「この時期の西部の銀行が地元出身の商人や農民や鉱山業者のうちの成功したものたちによって開始され、それらの銀行家の個人的な評判に依拠した信用がその銀行経営の特色であった」「当初 (the pioneer period), 西部諸州が直面する問題は同じようなものであり、人口の違いもそれほど大きなものではなかった。その結果銀行業の発展も同様の道筋をたどった」という主張を全体の問題意識としつつ、はたしてネブラスカ銀行業に当てはまる特色であったのかどうかを考察し、その後のネブラスカ州銀行業の在り方にどのような影響を与えたのかを示することで、本稿のまとめとしたい。

<sup>10)</sup> 本邦における公有地処分に関する研究としては、岡田泰男による「アメリカ公有地史研究の史料について」（『三田学会雑誌』61(6), 1968年6月）をはじめ、「アメリカ西部公有地処分の実態：ネブラスカ州ゲイジ郡の例」（同62(3), 1969年3月）他多数の論文、折原卓美「アメリカ公有地政策市場における先買権法に関する一考察」（『土地制度史学』25(3), 1983年3月）などのほか多数存在する。

<sup>11)</sup> 本稿で参考にしたのは、岡田前掲「アメリカ西部公有地処分の実態：ネブラスカ州ゲイジ郡の例」およびEverett Dick, *Sod-House Frontier 1854-1890*, University of Nebraska Press, 1954; J. Sterling Morton, *Illustrated history of Nebraska*, Vol.2, Sagwan Press, 1907などである。

## I. ネブラスカ準州の成立と初期銀行業

### －州法銀行と発券銀行業－

ネブラスカは1854年にカンザス＝ネブラスカ法の制定により合衆国の準州となり、1867年に合衆国37番目の州となった、中西部と山岳部にまたがる州である。

準州への編入までの過程で、ネブラスカは特異な歴史をたどった。というのも、ネブラスカを含むミズーリ川以西の地域は1830年インディアン移住法（Indian Removal Act of 1830）および1834年インディアン取引法（Indian Intercourse Act of 1834）により「永久的」先住民領（Indian Territory）とされ、許可を持たない白人入植が禁止されたからである<sup>12)</sup>。だが、度重なる入植解禁や合衆国領への組み入れを求める請願運動に押されて、1854年、ついにカンザス＝ネブラスカ法<sup>13)</sup>が成立し、この制限は消滅することになった。

同法の成立により、1854年以降、大陸横断道路や鉄道の建設の可能性を期待して、この地に最初に進出してきた一団は資本家や日用品その他を供給する商人などであった。当時の土地の取得者の多くも彼らのような者であった。この当時は農業向けの未開拓の土地がアイオワ側にかなり残存していたことと、それまでネブラスカの土地は農業には不向きだと言われてきたことなどが原因で、ミズーリ川西岸への農民による入植は遅れた<sup>14)</sup>。1857年9月末までに約234万エーカーの公有地が分割され民間に譲渡されたが、1860年末になっても開拓されたのは約12万エーカーにすぎなかつたし、自作農民ないし

<sup>12)</sup>James C. Olson and Ronald C. Naugle, *History of Nebraska*, 3rd Edition, University of Nebraska Press, 1997, pp. 67-68.

<sup>13)</sup>同法を巡る主な論点にはカンザス準州とネブラスカ準州の議会が反奴隸制度憲法を採択するのかどうかであった。カンザスは1861年に同憲法を制定し、いち早く合衆国の州となつたが、ネブラスカ州は1867年まで採択が遅れ、州への加盟が遅れた。

<sup>14)</sup>Olson & Naugle, *History of Nebraska*, pp. 68-71 & 87-91.

農業労働者も全住民のうちの30パーセントをしめるに過ぎず、入植も開拓も活発とは言えない状況であった<sup>15)</sup>。

1854年以降に見られたネブラスカ準州への移住者の多くは、定住地点を見つけて公用地取得を目指すもの、土地開発者、先住民対策のための政府機関関係者、宣教師などであった<sup>16)</sup>。資本を携えたネブラスカへの流入者たちが最初に取り掛かったのは、町を作り建物や商業施設を作ることであった。その多くは、どこを通るかわからない大陸横断鉄道を当てにしてのものだったという。1860年までに連邦都市計画法（Federal Town Sites Act of 1844）に基づいて24のタウンが登録された<sup>17)</sup>。他方、1854年の第1回準州議会は17の市（city）に開発許可を出すとともに、1859年までに75のタウンに免許（charter）を発行した<sup>18)</sup>。この間オマハ市は準州都となつたが、この市の開発の大部分はミズーリ川を挟んだ対岸のアイオワ州カウンシル・ブルフ（Council Bluffs）の市民の出資する都市開発会社（town companies）によってで、建物の建設や住民の募集が進められた。タウンや鉄道の開発のための資本が、当初よりその出資

<sup>15)</sup>Olson & Naugle, *History of Nebraska*, p. 94. “Agriculture” Eighth Census of the United States, 1860, p. 172.

<sup>16)</sup>Ronald C. Naugle, James C. Olson and John J. Montag, *History of Nebraska*, 4th Edition, University of Nebraska Press, 2014, p. 88.

<sup>17)</sup>Olson & Naugle, *History of Nebraska*, pp. 78-80 & 91-92. Thomas Donaldson, *The Public Domain*, Government Printing Office, 1884, p. 300.

<sup>18)</sup>1841年公用地法（Land Act of 1841 or Pre-emption Act of 1841）の下での、公用地の取得を目指す入植者は、一定の条件を満たすために、小屋や杭を立てて公用地を不法占拠（squat: 公用地に無断で家を建てて住む）し、160エーカーまでの土地を1エーカー当たり1ドル25セントで購入する権利の取得を目指した。また、公用地の不法占拠者ら（squatters）は、1844年都市計画法の下では、最初の入植者は320エーカーの土地を1エーカー当たり1ドル25セントで購入でき、いったん取得した土地は自由に売却することが許された。Dick Krek and David Halass, *Hell on Wheels: Wicked Towns Along the Union Pacific Railroad*, Fulcrum Pub., 2013, p. 112. Olson & Naugle, *History of Nebraska*, pp. 78-80

者とともにネブラスカに流入したという点は、それ以前の西部開拓史のイメージするものとは異なっていた<sup>19)</sup>。ネブラスカの各地で多数設立された都市開発会社の多くは、設立と同時に都市計画法で規定された上限の320エーカーを手に入れた。土地の転売だけを目的に土地を取得したものも多数に上った。実際彼らの多くは、新しい入植者やタウンの居住者を募集し、その者達にプレミアムを乗せた価格でその土地を売却するだけのものであって、法の期待する開発は行ていなかった。

だが、都市開発を実施したものの中には、オマハ都市開発会社のようなユニークな開発手法で実績を残したものもあった。すなわち、都市計画法によって手に入れた土地の一定部分を土地改良を約束する人々に無償で分け与えると宣伝し、入植者らをこの地へ呼び込んだ。無償で土地を取得した最初の入植者らは、次に到着した人々にその土地の一部を売却して、都市や入植地の開発のためにその手取り金を使うことができた。同社の目論見は、こうした一連の土地売買の連鎖を作り出すことにより、自社の所有地あるいは新たな取得地の価値を高めようとするものがあった。その結果、無償供与地周辺に土地を持ち都市の開発を進める同社には十分な利潤をもたらしたといわれる<sup>20)</sup>。

タウンの開発は1850年代の終わりまでにそのブームは終了し、人口の増加が見込めずに荒廃を待つばかりのタウンが各地に残された。

準州法では、刑法により銀行業すなわち他の地域の銀行券、紙券、切符、手形類を発行し、準州内で貨幣として流通させることを目的とした会社の設立は禁じられていた。準州議会を通過した特別免許法（special charter law）の

発行する特許状（special charter）を取得しなければ、銀行を設立することはできなかった。最初に免許を取得した金融機関<sup>21)</sup>はWestern Exchange Fire and Marine Insurance Company of Omahaという保険会社であった。同社は、会社設立の免許を取得すると直ちに預金を受け入れ、外觀が銀行券と何ら変わらない持参人払いの預金証書<sup>22)</sup>を発行し流通に投じた。同社の役員をみると、頭取にベントン（Tho. H. Benton Jr.）、支配人にタトル（Levy R. Tuttle、後に在リンクルン合衆国出納官となる）、出納係にワイマン（A. M. Wyman、後にタトルの後任の合衆国出納官となる）などの同地の名士が名を連ねていた<sup>23)</sup>。同社はまもなく準州政府の公金庫の地位も手に入れ、順調な経営が続くとみられたが、1857年恐慌時に経営に行き詰まり破綻した<sup>24)</sup>。その破産公告によると、総資産が288,083ドル（内訳は手形と受取手形が大部分）でうち現金191ドル（正貨）および他行への債権121ドルという内容であったが、預金者等債権者への支払いはほとんどできなかつたようである。後に同社の業務の一部はWestern Exchange Bank of Omahaに引き継がれた<sup>25)</sup>。

<sup>21)</sup> 実際の第1号は、Franklin Insurance Co.という保険会社だったが、銀行業に類するビジネスは行わなかった。Julius Sterling Morton, *Illustrated History of Nebraska*, vol. II, 1905, p.298.

<sup>22)</sup> 設立を許可した特別法では、預金の受け入れとそれを元にした証書類の発行が認められていた。Laws of Nebraska, 1854-57, p.348.

オークションのウェブサイトなどで同社の1ドル、2ドル、3ドル、5ドル券を見ることができるが、外觀は同時代の他の銀行券と全く変わらず、券面タイトルのところが保険会社になっているだけである。たとえば、<http://currency.ha.com/item/obsoletes-by-state/>などを見ることができる。

<sup>23)</sup> *Nebraska Advertiser*, Sept. 13<sup>th</sup>, 1856, p.2.

<sup>24)</sup> John J. Knox, *A History of Banking in the United States*, New York: Bradford Rhodes and Company, 1900, pp. 805-806.

<sup>25)</sup> Knox, *A History of Banking*, pp. 805-806. Alfred Rasmus Sorenson, *History of Omaha from the pioneer days to the present time*, Omaha: Gibson, Miller & Richardson Printers, 1889, pp. 283-84.

<sup>19)</sup> Krek & Halass, *Hell on Wheels*, p.112.によれば、この時期の「鉄道会社」の多くは、鉄道株式と鉄道債券からなる「紙の鉄道」であったそうだ。

<sup>20)</sup> Olson & Naugle, *History of Nebraska*, pp. 80 & 91-93.

1856年、第2回準州議会では、アイオワの銀行業者らによる請願を受けて、5つの銀行が免許を取得した。この場合にも刑法の規定が及ばないようにするために、1件ずつ特別免許法を通過させるという手法がとられた。そのうちのFontanelle Bank of Bellevue, Bank of Florence, Bank of Nebraskaの3行は<sup>26)</sup>設立と同時にアイオワ州の関係者に譲渡された。設立の目的は、アイオワ州でそれらの銀行券を発行・流通させることであった。ネブラスカは、アイオワ州内の鉄道の最寄り駅から300マイルも離れている上、ミズーリ川で隔てられている。州外から見ると、ここは兌換へのアクセスが極めて困難な地理的な位置にあり、それを利用した山猫銀行業（wildcat banking）に絶好の機会を提供する条件を備えていた<sup>27)</sup>。

周知のように、1863年の国法銀行制度開始前の米国の初期銀行業は自己資本と預金を基礎とした発券銀行業が中心であった。これらの銀行は、自らの銀行名を冠した銀行券を貸し付けていた。借り手はその銀行券を支払いに充て、それを受け取った者は、それを次の支払いに充てるか発券した銀行に兌換を求めるかどちらかをした。ところが、山猫銀行は兌換不可能な遠隔地に唯一の店舗を設置し、兌換準備に制限さ

表1 準州議会の特別法により設立された銀行等

銀行名	立地	設立年
Western Exchange Fire and Marins Insurance Company	Omaha	1855
Fontenelle Bank	Bellevue	1856
Platte Valley Bank	Nebraska City	1856
Bank of Florence	Florence	1856
Bank of Nebraska	Omaha	1856
Nemaha Valley Bank	Brownville	1856
Bank of De Soto	De Soto	1857
Bank of Takamah	Tekama	1857

出所：Knox, *A History of Banking*, pp. 805-807.  
Morton, *Illustrated History of Nebraska*, pp. 293-305. Sorenson, *History of Omaha*, p. 284.

<sup>26)</sup> これ以外の2行は、Nemaha Valley Bank at BrownvilleとPlatte Valley Bank at Nebraska Cityである。

<sup>27)</sup> Doti & Schweikart, *Banking in the American West*, pp. 21-22.

れることなくあるいは架空の準備の上に、発券するという手法を用いた。米国金融史は、1857年恐慌のころまでは西部開拓地のみならず多くの地域で、こうした銀行が横行したとしている<sup>28)</sup>。

表1は準州議会の特別法により設立された銀行等である。同州の銀行局年報によると、1856年に設立された5行の資本金の合計は5万ドルで、発行を予定した銀行券を株主の払込額に組み入れるという手法で、いずれの銀行の設立者たちも1セントの準備もなしに、銀行の設立を成し遂げたとしている<sup>29)</sup>。このうちBank of Nebraska at Omahaは州外の著名人によって設立された銀行であったが、恐慌を待たず1856年中に営業停止となった。破たんの原因は明らかでないが、この後数年をかけて債権者への支払いは完済させたという。その他の銀行の営業スタイルは、山猫銀行そのものであったが、貨幣的流通手段が極端に不足していた当時のアイオワ州やネブラスカ準州では、自州で発行された銀行券や他州で発行された銀行券が流通していた<sup>30)</sup>。

恐慌により兌換取付けが発生するまでは、それらの銀行券は土地や建物への投資資金や日用品購入のための交換手段として利用されたり、新たな銀行の設立に使われたりもしていた<sup>31)</sup>。結局、1857年の恐慌によって、ネブラスカ在住者の設立したPlatte Valley Bankを除く他の銀行もすべて営業停止をしてしまった<sup>32)</sup>。

<sup>28)</sup> Knox, *A History of Banking*, pp. 805-806.

<sup>29)</sup> Nebraska State Banking Board, *Report of the State of Banking Board of the Condition of the State and Private Banks*, Lincoln, 1900, p.15.

<sup>30)</sup> W. S. Harding, "Early Banks in Nebraska," *Nebraska History*, vol. VI, no. 4, Oct.-Dec., 1923, p.113.

<sup>31)</sup> Sorenson, *History of Omaha*, p. 283.

Knox, *A History of Banking*, pp. 808-809.

<sup>32)</sup> 後にこの恐慌について伝えた新聞記事によると、破たんした各行の発券残高は、Western Exchange (\$150,000), Nemaha Valley Bank (\$75,000), Fontenelle Bank (\$35,000), Bank of Tekamah (\$90,000), Waubeeck Bank (\$30,000)で、5行の合計は\$380,000だったと報じている。ただ、これらの数字は消滅した13行すべての銀行をカバーしたものではない。The Dakota City Herald, Sept. 10, 1859.

表2 一般会社法により設立された銀行

銀行名	立地	設立年
Omaha and Chicago Bank	Omaha	1857
Waubeek Bank	De Soto	1857
Brownville Bank and Land Co.	Omaha	1857
Corn Exchange Bank	De Soto	1857
Omaha City Bank	Omaha	1857

出所 : Knox. *A History of Banking*, pp. 805-807.  
Morton. *Illustrated History of Nebraska*, pp. 293-305. Sorenson. *History of Omaha*, p. 284

銀行業を禁ずる準州刑法は、1857年の第3回準州議会で完全に撤廃され、同年5銀行が一般会社法に基づき設立された（表2）。これらのうち4行は準州の住民によって設立されたものであった。残りのWaubeek Bank of De Sotoは準州外の人々によって設立された銀行で、その発行する銀行券面上にだけ銀行名が存在する典型的な山猫銀行であった<sup>33)</sup>。とはいっても、それ以外の4行も山猫銀行的経営に変わりなかったという<sup>34)</sup>。

ノックス（John J. Knox）によると1857年はネブラスカ州に預金銀行の歴史が開始された年だとしている<sup>35)</sup>。表3は1892年度の『通貨監督官年次報告』に掲載された州ごとの銀行数とその財務内容等を一覧にした表からネブラスカ準

州分を抜粋し、若干の加工を加えたものである<sup>36)</sup>。ノックスも同じ資料から抜粋している<sup>37)</sup>が、彼の表では最初の年度が1856年になっている。これは、同報告の表が2つの年度を同じページに収めているため年度を取り違えたことが原因だと思われる。とはいっても、Mortonによれば、これらの数値の調査時点は、1857年はパニック前、1858年はパニック後としないと実態と相いれないとしている<sup>38)</sup>。あらためての表3を見ると、発券残高の切れ目は1857年と58年の間に、資本金額と預金額の和に対する発券残高の割合の切れ目は1858年と59年にある。個別銀行それぞれの業容が知りえないので同表から判断するしかないが、1857年恐慌による州法銀行券の信頼性の失墜を受けて、発券による信用創造に困難が生じるようになった結果、その後新しく設立された州法銀行の発券活動も不活発にならざるを得なかつたのであろう。

1857年恐慌の影響で準州の州法銀行が1行にまで減少するなか、代わって10を越える‘private banking firms’（個人銀行ないし銀行類似金融会社、本稿では両者をまとめて私の金融機関ないし金融会社と呼ぶことにする）がこの時期に設立された。これらの金融機関は、一般

表3 州法銀行数、資本、発券、預金額（1856-61）

年	銀行数	A資本金額	B預金額	A+B=C	D発券残高	D/C	E貸出額	E/B預貸率
1857	4	\$205,000	\$125,291	\$330,291	\$353,796	1.07	\$418,097	3.34
1858	6	\$15,000	\$3,673	\$18,673	\$41,641	2.23	\$15,679	4.27
1859	2	\$56,000	\$23,348	\$79,348	\$23,345	0.29	\$97,087	4.16
1861	1	\$60,400	\$10,717	\$71,117	\$16,007	0.23	\$72,406	6.76

出所 : Comptroller of the Currency. *Annual Report*. I, 1892, pp. 283-87.

<sup>33)</sup> Knox *History of Banking*, p.808. Everett Dick, *The Sod-House Frontier, 1854-1890*, Bison Books, 1979, p.90.

<sup>34)</sup> Morton, *Illustrated History of Nebraska*, vol. II., p. 305.

<sup>35)</sup> Knox, *History of Banking*, p. 810.

<sup>36)</sup> Office of the Comptroller of the Currency, *Annual Report*, I, 1892, pp. 283-87. 統計全体の範囲は1834年から1863年まであるが、ネブラスカに関する記載は表にある4つの年度のみである。

<sup>37)</sup> Table “State Banks, 1856-1861,” in Knox, *History of Banking*, p. 810.

<sup>38)</sup> Morton, *Illustrated History of Nebraska*, vol. II, p.312.

会社法による免許を取得したものでもなかった。そのため銀行券の発行が許されていなかったから、当然に、州内の銀行券残高は減少していくことになった。ただやはり、これを評してノックスの言うような預金銀行業の開始や発券銀行業の終焉というのは事実に反する。一般に米国における預金銀行業の普及、すなわち銀行券に代わって預金通貨である小切手の流通が増加するのは1863年の国法銀行制度の成立前後のことである。また、1914年の連邦準備制度までは国法銀行券の流通なしには、米国の通貨制度が成立しえなかった。ネブラスカにおけるこの時期の銀行券流通の減少は、山猫銀行的な銀行券ビジネスが減少ないし終焉を迎える中での一時的な現象ととらえるべきであろう。

## II. 私的金融機関の台頭

### 1. 私的金融機関<sup>39)</sup>の設立運動

1857年恐慌以後に設立された私的金融業者(private banking firm)は表4の通りである。private banking firmとは、準州議会が発行した免許を取得した法人銀行(州法銀行)を除く金融機関のことである。個人経営(proprietorship)やパートナーシップによるものがこれを構成した。こうした金融機関は一般に非常に短命だったといわれるが、モートン(Julius Sterling Morton)によれば、表4の⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑬、⑭は少なくとも20世紀初頭までは存続していたとしている<sup>40)</sup>。これらの私的金融機関の収益構造については、必ずしも明らかではないが、ネブラスカ準州の主な「産業」は土地の売買と毛皮等の取引であり、彼らの出自の多くが不動産業者もしくは都市開発業者であった。

1857年恐慌で州法銀行がほぼ消滅した後、こ

<sup>39)</sup>私的金融機関の業務内容について、新聞記事にそれが掲載された資料を文末補足資料として添付した。

<sup>40)</sup>Morton, *Illustrated History of Nebraska*, vol. II, p.312.

うした金融機関が多数設立された理由は、土地取引に必要な資金を自ら私的金融機関を興して供給しようというところにあったのであろう。彼らは預金を受け入れ、貸出を行った。土地証書(land warrants<sup>41)</sup>)を割り引くことで、これを支払手段として流通させた<sup>42)</sup>。

ディック(Everett Dick)によると、十分な資金を持たない者の公用地取得に際しては、しばしば金貸しが同席して支払いを行ったという。この貸金には月当たり2.5から5パーセントの金利(年利30-60パーセント)がついていた。ただ、公有地を担保に入れることは法律が禁止していたから、返済が完了するまで真の購入者は金貸しが購入した土地を借りて開拓しない

表4 私的金融機関ないし金融会社の設立

銀行名	立地	設立年
個人経営 (Proprietorship)		
① John McCormick	Omaha	1857
② William Y. Brown	Omaha	1858
③ Francis Smith	Omaha	1858
④ Samuel E. Rogers	Omaha	1858?
⑤ J. A. Ware	Nebraska City	1859
合名会社 (Partnership)		
⑥ Lushbaugh and Carson	Brownville	1857
⑦ Kountze Brothers	Omaha	1857
⑧ Barrows, Millard and Co.	Omaha	1857
⑨ McCann and Metcalf	Nebraska City	1858
⑩ Smith and Parmelee	Omaha	1858?
⑪ Brown and Hallam	Brownville	1857
⑫ Davidson and Shain	Omaha	1858
⑬ Tootle and Hanna	Plattsmouth	1859
⑭ Cheever, Sweet and Co.	Nebraska City	1859
⑮ Monell and Company	Omaha	1857
⑯ Real Estate Exchange Co.	Dakota City	1859
⑰ Gridley and Company	Omaha	1858?
⑱ Sahler and Company	Omaha	1859
⑲ J. A. Ware and Co.	Omaha	1866
⑳ J. Clark and Bros	Omaha	1858?

出所:Morton, *Illustrated History of Nebraska* II, p. 313. Sorenson, *History of Omaha*, p.495. *Nebraska News*, Aug. 15, 1847. *Nebraska Advertiser*, July 9, 1857. *Dakota City Herald*, Aug. 13, 1859.

<sup>41)</sup>この時期ネブラスカ州で流通した土地証書は1850年のLand Grant Actにより、鉄道開発に対して土地を無償供与して、その発達を助けようとする目的で発行されたものである。このほかに、退役軍人に供与されたものが有名であるが、準州ではありません見られなかったようだ。Morton, *Illustrated History of Nebraska*, vol. II, p.19.

<sup>42)</sup>*Nebraska City News*, September 4, 1858.

し開発を行うという形式をとった<sup>43)</sup>。こうした高利貸業者は、準州免許を必要としない金融業者で表4の私的金融機関に含まれるものもあった。設立のための様々な規制にしばられることなく、高利禁止法（usury law）をすり抜ける手立てを使いながら、高い金利収入を得ていたとみられる。

表4の中には、前出の州法銀行の関係者もみられる。たとえば、オマハ所在の⑦Kountze Brothersを経営するアウグストゥス・クーンツ（Augustus Kountze）はかつてデソト（De Soto）の不動産業者でBank of De Sotoの経営者でもあった。さらにニューヨーク市所在の金融会社Kountze Bros.の経営者のひとりでもあり、First National Bank of Omahaの創立者でもあった<sup>44)</sup>。

表4に示された私的金融機関の半数近くはクーンツのような名の知れた事業家<sup>45)</sup>の設立したもので、国法銀行への転換ないし合併を通じて長期にわたって存続した。

また、⑧のBarrows, Millard and Co.のミラード兄弟は、1865年にOmaha National Bankを、⑨のMcCann and Metcalfのメトカルフ（O. J. Metcalf）は1865年にOtoe County National Bankを設立している。さらに、⑤のJ. A. Wareの場合はState Bank of Nebraskaへの改組を経て、1882年にMerchants National Bank of Omahaに、⑯のTootle and HannaはTootle, Hanna & Clarkへの名称変更を経て、First National Bank of Lincolnにそれぞれ合併された。⑭のCheever, Sweet and Co.はJas. Sweet & Co.と名称を変更したのち、James Sweet National Bankに合併

<sup>43)</sup>Dick, *Sod-House Frontier*, p.38.

<sup>44)</sup>Morton, *Illustrated History of Nebraska*, vol. II, pp. 310 & 315-17.

<sup>45)</sup>“Chapter 4 Early Banking Leaders,” in Ben Haller Jr., *A History of Banking in Nebraska: 1854-1990*, Nebraska Bankers Association, 1990, pp. 39-68.

され、同行はのちにMerchants National Bank of Nebraska Cityと名称変更している。<sup>46)</sup>のLushbaugh & CarsonはJohn L. Carson & Co.を経て1871年にFirst National Bank of Brownvilleとなった<sup>47)</sup>。

これらの金融機関の創立者らは、地域の名士でもあり、その後のネブラスカ州の産業的発展にも手広くかかわったことが知られている。彼らの事業内容を詳細に知る資料があまり残されていないので、伝記的な資料を中心に⑦Kountze Brothersを、若干の財務資料を見る事のできる⑧Barrows, Millard and Co.については両者を使い、彼らの富を築いた足跡と銀行経営について検討したい。ちなみに、この2つの金融機関は1857年恐慌以前から存在していたもののうち、恐慌後に生き残ったたった2つの金融会社と言われる、初期ネブラスカ金融史の重要な金融機関である。

## 2. クーンツの土地開発と金融業<sup>47)</sup>

クーンツ四兄弟の一番上のアウグストゥスは1826年オハイオ州の生まれである。母親はペンシルベニア生まれ、父親はヨーロッパからの移民でオハイオ州の商人であった。アウグストゥスは1854年ごろまで父親の商売を手伝っていたが、その後アイオワ州に移り、不動産ビジネスについた。その間の1855年にオマハを訪れては、市内の土地を買い集めていた。そのち現在のオマハ郊外のKountze Placeとなる場所に、160エーカーの土地を取得し、これをベースに周辺の土地をさらに買い足していく。彼は1856年から72年までオマハに居住して活動したのち、ニューヨークに転居した。

アウグストゥスはUnion Pacific鉄道会社の最初の取締役会メンバーとなり、同社の鉄道路

<sup>46)</sup>Haller, *A History of Banking in Nebraska*, p.313

<sup>47)</sup>以下の略歴は断りのない限り、Haller, *A History of Banking in Nebraska*, pp. 40-42 & 47を参照したものである。

線および駅舎建設用の土地取得に当たった。また、Omaha & North Wisconsin鉄道会社<sup>48)</sup>の設立やテキサスの鉄道開発あるいは東部ボストンの港湾開発などに手広くかかわった。これらの開発を通じて、自身も広大な森林地所有者となり、それらの売買を通じて莫大な富を築いたとされる。このほか、1861年からネブラスカ準州の1869年からはネブラスカ州の財務長官を務めた。

アウグストゥス・クーンツの金融業へのかかわりは、1857年のBank of De Sotoの設立で、その銀行券は兌換に100%応じたといわれ、信用度の高いものであったというのが、後の時代の評価である。すでに述べたように、彼はオマハで、ここに転居してきた弟のハーマン（Herman）とともにKountze Bros.という金融会社を設立した<sup>49)</sup>。1864年、さらに下の弟のルーサー（Luther）がニューヨークに行き、そこで金融業を始めたが、1868年にはアウグストゥスとともに、同地にもKountze Bros.金融会社を設立した。ルーサーはこの少し前の1862年にオマハからコロラド州デンバーに転居し、オマハのKountze Bros.の支店を開設し、その下の弟のチャールズ（Charles）とともにKountze Brothers Bank of Denverを設立している<sup>50)</sup>。

ネブラスカ州最初の国法銀行First National Bank of Omahaは1863年にクーンツらが設立したもので、1865年には前述のKountze Bros.金融会社を合併している。当初、頭取はエドワード・クリートン（Edward Creighton）、副頭取はハーマン、支配人アウグストゥスという陣容であった。ハーマンはのちにニューヨークに

<sup>48)</sup> 1880年にChicago, St. Paul, Minneapolis and Omaha鉄道会社に合併した。

<sup>49)</sup> この金融会社の設立年については、Yatesは1857年、Mortonは1856年と主張が別れている。Henry W. Yates, "Banking in Nebraska," in Morton, *Illustrated History of Nebraska*, pp. 313-16.

<sup>50)</sup> ここで登場するKountze4兄弟は、彼らを含めて兄弟姉妹が12人だったという。

転居したアウグストゥスの残したオマハおよびその近郊の広大な地所を受け継ぎこれを管理するとともに、教会や学校などの公共施設を寄付したりしてオマハ市の都市開発に貢献した。また、全米銀行家協会の1890年オマハ大会を組織するなど、ネブラスカ州を代表する銀行家となつた。

クーンツ兄弟のビジネスのやり方を経営史的に評価すると以下のように考えられよう。すなわち、彼らの中でパイオニア的存在となるアウグストゥスは父の下で養ったビジネスのイロハやビジネス勘を携え、新天地アイオワでの地域ならではの土地ビジネスのやり方を学ぶなど、自身が土地ビジネスに参入するにあたって必要となる一定の経験を積んでいた。フロンティアにおけるビジネスにはリスクが付き物で、少なからぬ失敗もあったに違いないが、彼の行った土地投資が概して順調であったのは、そうした知識と経験によるものであったろう。さらに、土地ビジネスに必要な資金を銀行設立を通じて自ら融通するという、当時の土地ビジネスにかかるものたちに共通した手法をアイオワ時代に学び、自ら実行したものと考えられる。アウグストゥスはこの地のビジネスで予想され、準備すべき知識やノウハウを前もって習得しておくことが、ビジネス成功の重要な要因だと考え、意識的にその準備をしていた。その周到な準備こそが、彼のビジネスを成功に導いたということが言えよう。

後に続く兄弟たちも、アウグストゥスのやり方を踏襲しつつ、必要に応じて兄弟間での協力を通じて兄弟のビジネスを拡大強化していくわけだ、リスクに対する向き合い方のうまさと兄弟ならではの信頼に足る協力者の存在が特徴であり、彼らの成功を助けたもうひとつの要因と言えそうである。

こうしたビジネスの手法に関しては、次節のミラードにも類似点が見いだせる。それはフロ

ンティア地域で富を蓄積した事業家に比較的共通した特徴であったようだ。

### 3. ミラードの不動産業と銀行<sup>51)</sup>

エズラ・ミラード (Ezra Millard) は1833年カナダで生まれ、1850年に両親や兄弟姉妹とともにアイオワ州ジャクソン郡 (Jackson County) の農場に転居してきた。のちに同州のスー・シティ (Sioux City) に移り、不動産ビジネスに就いている。1856年かれは弟のジョゼフ (Joseph) とともにアイオワ州ダーベンポート (Davenport) の有力不動産業者でジョゼフの義父であるウィラード・バーロウ (Willard Barrow) とともにBarrows, Millard & Co.という不動産会社を設立し、オマハとスー・シティに店舗を置いた。彼らは、1858年、土地証書その他を担保に金を貸す金融業を開始した<sup>52)</sup>。それは、57年恐慌で銀行券の流通が途絶えたため、多くの金融機関や不動産会社が土地証書を割り引き始めた時期であった<sup>53)</sup>。同社はこれ以外に砂金や金粉、金の小片などの少量金の買取りや売却という取引も行っていたが、その主な目的は正貨蓄積であった<sup>54)</sup>。

このほか1860年ごろから始まった新しい事業としては、準州や州、市や郡の発行する支払手形 (notes) の取引である<sup>55)</sup>。たとえば、オマハ市などの支払手形<sup>56)</sup>は同市所有の不動産を担保として発行され、おもに建設業者への支払い

<sup>51)</sup>Haller, *A History of Banking in Nebraska*, pp.46-51.

<sup>52)</sup>Barrows, Millard & Co.は当初 “Land Agents and Dealers in Real Estate”と新聞広告を出し (*Omaha Nebraskian*, Sept. 9, 1857), 不動産取業者を標榜していたが、3年後には “Barrows, Millard and Company, Bankers”と出すようになり (*Daily Omaha Nebraskian*, June 6, 1860), 明らかに業務の重点を金融業に移したことがわかる。

<sup>53)</sup>*Nebraska City News*, Sept. 4, 1858.

<sup>54)</sup>Barrows, Millard & Co., “General Ledger,” 1859, pp. 63-67 & 103-129.

<sup>55)</sup>こうした支払手形は、一般に‘uncurrent money’という呼称でも取引されていた。*Nebraska Advertiser*, September 22, 1859.

に使用された。57年恐慌までは非常に信用の高いものとされていたが、それ以後は恐慌の影響で現金取引が優先されるようになり、手形の割引・購入にはリスクプレミアムが付くようになった。そのため地方政府の支払手形であってもかなり割引されて流通することになった。Barrows, Millard & Co.がこうした手形を取り扱いはじめた1860年には、オマハ市の発行した手形を額面の67%引きの33%の金額で購入していた。また、同市の含まれるDouglas郡の手形は75%引で、準州のものは50%引などで購入することができたから、償還日まで保有することができればかなりの利益となつた<sup>57)</sup>。

バーロウが1864年に引退したため、同社の名称はMillard, Caldwell and Co.と改称された。ところが、ミラード兄弟は翌1865年に同社から退き、1866年にOmaha National Bankを設立した。同行の頭取には兄のエズラが就任した。彼は同行の頭取を1884年まで務めたあと、Commercial National Bank of Omahaを設立しその頭取となった。しかし、2年後に死去してしまった。53歳であった。

弟のジョセフ・ホプキンス・ミラード (Joseph Hopkins Millard) は1836年生まれで、前述のように、1856年に兄のエズラとともにアイオワ州からオマハ市に転居し、兄と同様の仕事をしていた。かれは1862年にBarrows, Millard & Co.を辞め、義父ウィラード・バーロウの資金援助を得て、モンタナ州の金鉱山近くに転居している。同地で金融業を開設するためであった。ジョセフは同州の南西部に位置するバージニア・シティ (Virginia City) で砂金や金粉などの少量金の売買を手掛け、ひと財

<sup>56)</sup>オマハ市の場合、法貨を代替するものとしてscrip moneyと呼ばれる紙幣も発行して、諸支払いに使用していた。Haller, *A History of Banking in Nebraska*, pp. 110-111.

<sup>57)</sup>Barrows, Millard & Co., “Day Book 103,” May 1<sup>st</sup>, 1860 & 1862-1864.

産を築いて1866年にオマハに戻った。と同時に、兄とともに既述のOmaha National Bankを設立し、支配人に就任した。1884年に兄エズラが頭取を辞任したため、第2代の頭取となり1920年まで務めた。

ミラード兄弟は、1869年にOmaha & North Wisconsin鉄道会社の設立、1882年にはMillard Hotel<sup>58)</sup>の創業を担った。また、1889年にはミズーリ川の橋梁設置事業にかかわった。この他、Union Pacific鉄道会社の役員を15年間務めるなどしている。ハーマン・クーンツ同様、ジョセフ・ホプキンス・ミラードもまた、全米銀行家協会の1890年オマハ大会を組織したネブラスカ州を代表する銀行家であった。

ディックによると準州時代の私的金融機関の一般的な姿は、土地取引のための不動産業と、預金の受け入れ、土地証券や手形類の割引などの銀行類似業を兼営していた。ミラードが後に手掛けた小単位の金の買入れなどの事業もネブラスカ準州より東の地域の金融機関でも取り扱うところがあったようで、彼らに特有の事業ではなかった<sup>59)</sup>。

クーンツの場合と同じように、エズラ・ミラードの場合も、事業への参入に先立って、まず不動産業の職場に入っている。そこで経験豊富な義父の支援を受けながら、最初の不動産会社を設立するという、ある程度慎重なスタートであった。また、ミラードの場合も、兄弟が力を合わせて事業を大きくし、富を蓄積していくという道筋をたどった。その他に鉄道業や橋梁建設のようなインフラ事業への関与なども同様である。

フロンティアで最も豊富にある資源は土地で

ある。その土地を購入するにも、そこに居住して必要な日用品を入手するにも貨幣的交換手段は必要不可欠なものでありながら、そこで最も不足しているものでもあった。豊富に存在する土地という経営資源を利用し、貨幣の不足というマーケットの需要にこたえようすれば、不動産業と金融業の結合は自然の成行きであったろうし、こうしたビジネスを選択することが最も合理的な選択肢だったともいえよう。

ネブラスカにおける私的金融業者らの登場した時代は、1857年恐慌によって壊滅的な打撃を受けた発券銀行業が残した金融不通への彼らなりの対応であり、高利貸の手法も含めた彼らのビジネスの成功と資本蓄積とが、ネブラスカの土地と都市の開発を進める原動力であったと評価することができよう。また、この時代は彼らが私的金融業から国法銀行への転換を準備する時期でもあった。

### III. 準州時代のネブラスカの国法銀行

周知のように国法銀行制度は1863年全国通貨法および1864年国法銀行法によりもたらされた。同法の目的には財政に関するものほか、統一通貨（銀行券）の発行による無数の州法銀行券の整理、銀行設立基準の厳格化と健全経営の排除が含まれていた。

ネブラスカ準州の銀行家にとって、同法の成立は特別な意味を持った。これまで述べてきたように、1857年恐慌以来、州法銀行のほとんどが破綻し、流通銀行券への信用は極度に落ちていた。また、恐慌後の不況の深化で、準州内の銀行の発券による信用供給能力は後退していた。国法銀行法は、国法銀行券の発行のための担保に財務省証券などを預託することで、その額面合計の90パーセントまでの発券ができると規定していた。銀行券で貸し付ければ当然貸付利子を受け取れる。さらに預託された財務省証券等には利息が付いたので、国法銀行の発券には二

<sup>58)</sup> ネブラスカ州立歴史協会の新聞記事を紹介するWebsiteの“Nebraska Timeline Brief Glimpses from Nebraska’s Past”によれば、同ホテルは1933年2月の厳冬の中で多数の犠牲者を出した火災によって焼失したそうである。（[http://www.nebraskahistory.org/publish/publicat/timeline/millard\\_hotel\\_fire.htm](http://www.nebraskahistory.org/publish/publicat/timeline/millard_hotel_fire.htm)）

<sup>59)</sup> Dick, *Sod-House Frontier*, pp. 88-101.

重のうまみがあったと考えられる。また、自由銀行法のないネブラスカ準州では、州法による法人銀行を設立するには、一件ごとの免許法を議会で成立させなければならなかったから、議会通過のための何らかの請願運動が必要であった。そのため、法律による要件を満たすことで、国法銀行の開業免許を取得できる点は、銀行業を開業しようとする者たちには魅力であった。ただ、国法銀行法には、不動産保有に厳しい制限が課されており、準州の金融機関にとっては転換をためらわせる要素も含まれていた<sup>60)</sup>。

先にも述べたように、準州の金融機関のほぼすべては土地取引等の不動産業を事業内容に含んでいたから、準州内のとりわけ私的金融機関の国法転換はなかなか進まなかった。この間、1862年ホームステッド法<sup>61)</sup>の成立により、準州に多数の移住者が流れ込んできた。土地が無償提供されるとはいえ、彼らの開拓のための諸費用や農業等で生計が立つまでの生活費は取得した土地を担保に借り入れるしかなかった<sup>62)</sup>。国法銀行は不動産担保貸付への規制があるため、こうした資金需要にこたえることはできず、彼らへの信用の供与は規制の適用されない私的金融機関のビジネスとなっていたのである<sup>63)</sup>。

実際、準州時代に設立された国法銀行は、First National Bank of Omaha (1863年), Otoe County National Bank of Nebraska City (1865年), Omaha National Bank of

<sup>60)</sup>Phillip Cagan, "The First Fifty Years of the National Banking System - an Historical Appraisal," in *Banking and monetary studies : in commemoration of the centennial of the national banking system*, 1963, pp.15-42.

<sup>61)</sup>岡田泰男（「ホームステッド法の効果：ネブラスカ州ゲイジ郡の場合」p. 42.）によると、ホームステッド農民は、十分な資金を携えていたわけではなく、将来取得する土地を貸金業者に「期限付立替購入」してもらうという方法で、資金を融通してもらっていたそうである。

<sup>62)</sup>Edwin A. Curley, *Nebraska 1875: Its Advantages, Resources and Drawbacks*, Bison Books, 2007, p. 230.

<sup>63)</sup>Otis Alvison, "A History of the Omaha National Bank," mimeo.

Omaha (1866年) の3行のみであった。しかも、関係する私的金融機関はそのままの状態を保持して従来の業務を続ける一方、新たに国法銀行を設立して発券のメリットも享受するという手法をとったのである<sup>64)</sup>。

すでに言及したように、First National Bank of Omahaはクーンツ兄弟が設立したものである。その資本金は国法銀行法の定める最低規模の50,000ドルで、この兄弟の他に初代の頭取を務めた建設業者のエドワード・クレイトン (Edward Creighton), 準州知事のアルビン・サウンダース (Alvin Saunders) らが株主であった。

また、Otoe County National Bank of Nebraska Cityは、表4⑨に掲げたMcCann and Metcalf金融会社のジュリアン・メットカーフが中心となって設立したものである。その当初の資本金は50,000ドルであったが、翌年には100,000万ドルに増資している。

ネブラスカに第3番目に設立されたのは Omaha National Bankである。「II」で説明したように、表4⑧のBarrows, Millard and Co.はウィラード・バーロウの引退とスミス・コールドウェル (Smith Caldwell) の参加で、Millard, Caldwell and Co.という金融会社に改称していた。Omaha National Bankは、同社が中心となって設立したもので、ミラードらも国法銀行と同金融会社の両方で事業を継続した。資本額は50,000ドルで、エズラ・ミラードとスミス・コールドウェルがそれぞれ165株ずつ引き受けた。エズラは最初の頭取、コールドウェルは役員に就任し、前者は銀行業務、後者は金融会社それぞれの責任者となった<sup>65)</sup>。

<sup>64)</sup>これはネブラスカに特有のことではなく、合衆国の各地にみられた現象だとされる。Ernest L. Bogart and Donald L. Kemmerer, *Economic History of the American People*, 1942, pp.494, 594 & 665.

<sup>65)</sup>United States National Bank, Omaha, Nebr. 100 years: *The United States National Bank of Omaha 1856-1956*, 1956, p.19.

表5～表7は1865年から1867年の『通貨監督官年次報告書』に記載された、ネブラスカ準州の国法銀行の設立当初の財務報告である。各年とも10月1日ないし10月7日現在のものである。1865・66年までと1867年以降とでは調査項目に変更がみられるが、主要な点で比較可能である。

表5は最初に設立されたFirst Nationalのものである。設立時、資本金（払込額とも）が50,000ドルであったものが、1865年に65,000ドル、1866年に100,000ドルへと増加している。また、この間個人預金が前年比2倍、4倍と著増しているなか、貸出額も年々100,000ドル以上増加している。利益の方も1865年29,341ドル、1866年49,703ドル（前年比69%増）、1867年80,556ドル（同62%増）と順調に伸びている。

国法銀行のメリットとして挙げられた国法銀行券であるが、既述のように、その発行には担保の預託国債額面価格ないし同市場価格の90%までという上限があった<sup>66)</sup>。同行の担保国債は1865年30,000ドル、1866年と67年は100,000ドルが預託され、65年には預託国債の90%、66年67年はそれぞれ76%、80%を発行している。発券残高は国法銀行法に定める90%の上限付近に張り付いているか10～14%の余裕を残している水準にある。貸出に占める発券残高の比率を取ると、1865年24.5%、1866年35.9%、1867年26.4%で、同米国平均のそれぞれ35.2%、46.4%、48.2%<sup>67)</sup>と比較すると低めである（残高ベースで比較）。発券による信用創造だけでなく、むしろ個人預金に基づく信用創造が貸出額の増加を支えていることが読み取れる。ここから、準州時代のFirst National Bank of Omahaの業務拡大を支えた主な要因は個人預金の急増とそれを元にした貸出の順調な増加ということが言えるであろう。

次にOtoe Countyについて表6により見て

<sup>67)</sup>Report of the Comptroller of the Currency, 1865; 1866; 1867.

いこう。同行の払込資本金は1866年までは払込資本金が50,000（公称資本金は100,000）ドルで、1867年に同83,350ドルとなった。発券担保の預託国債額は1865年と1866年が30,000ドル、

表5 First National Bank of Omahaの財務報告

単位：ドル

	1865年10月1日現在	1866年10月1日現在	1867年10月7日現在
(資産の部)			
貸出	110,079	212,636	貸出 340,981
当座貸越	1,771	969	当座貸越 1,574
土地、家 具、什器	6,716	29,388	発券担保合衆国債預け 100,000
経費勘定	2,850	8,929	預金準備合衆国債預け 200,000
既払込保 険料	48	909	手許債券・証券類 141,300
送金その 他現金項 目	5,328	11,718	その他合衆国債および証券類 14,962
他国法銀 行預け金	120,450	251,831	他国法銀行預け金 287,701
他行預け 金	23,285	381	他行預け金 14,533
発券担保 合衆国債 預け	30,000	100,000	土地、家 具、什器 31,273
その他合 衆国債お よび証券 類	81,350	129,100	経常費 10,559
他行取立 手形	611	12,891	既払込保 険料 79,933
正貨	282	7,174	小切手その他現金 項目 20,548
その他法 貨	69,185	86,862	他国法銀 行取立手 形 33,169
その他株 式、債 券、抵当 証券	-	21,890	他行取立 手形 424
			正貨 11,726
			少額紙幣 24,979
			法貨・合 法貨幣 70,682
			複利付手 形 25,830
合計	430,997	874,649	合計 1,338,173
(負債の部)			
払込資本 金	65,000	100,000	株式資本 100,000
剰余金	-	3,742	剰余金 3,742
発券残高	27,000	76,431	未処分利 益 80,556
個人預金	294,401	459,997	発券残高 90,000
合衆国預 金	6,979	55,627	州法銀行 券残高
未払い配 当金	-	113,928	個人預金 740,400
他国法銀 行預かり 金	580	1,376	合衆国預 金 10,547
他行預か り金	7,695	1,460	合衆国支 払担当官 預金 304,423
利益	29,342	49,704	他国法銀 行預かり 金 6,521
州法銀行 券残高	-		他行預か り金 1,983
合計	430,997	862,265	合計 1,338,173
			頭取 E. Creighton
			支配人 Augustus Kountze

出所：Report of the Comptroller of the Currency, 1865, pp.118-11; 1866, pp.186-189 &, 1867, p.558.

1867年40,000ドル、それらに対する発券割合は、1866年が88.3%，1867年が78%であった。

貸出額は、1865年26,347ドル、1866年26,064ドル（前年比1.0%減）、1867年48,573ドル（同86.3%増）で、開業2年目には停滞したが、3年目には大きく伸びている。利益の方を見ても、1865年1,343ドル、1866年3,743ドル（前年比179%増）、1867年5,385ドル（同43.9%増）と順調

表6 Otoe County National Bank of Nebraska City の財務報告

単位：ドル

	1865年10月1日現在	1866年10月1日現在	1867年10月7日現在
(資産の部)			
貸出	26,347	26,064	48,573
当座貸越	-	8,001	676
土地、家 具、什器	1,323	1,356	40,000
経費勘定	906	1,616	預金準備合衆国債預け
既払込保険料	1,966	1,511	手許債券・証券類
送金その他現金項目	1,482	9,816	その他合衆国債および証券類
他国法銀行預け金	13,610	23,686	他国法銀行預け金
他行預け金	98	7,282	他行預け金
発券担保合衆国債預け	30,000	30,000	土地、家具、什器
その他合衆国債および証券類	2,800	9,550	経常費
他行取扱手形	308	2,701	既払込保険料
正貨	2,029	1,061	小切手その他現金項目
その他法貨	12,778	29,846	他国法銀行取扱手形
その他株式、債券、抵当証券	7	3,864	2
			正貨
			少額紙幣
			法貨・合法貨幣
			複利付手形
合計	93,653	147,307	合計
(負債の部)			
払込資本金	50,000	50,000	株式資本
剰余金	-	1,000	剰余金
発券残高	-	26,500	未処分利益
個人預金	42,310	65,257	発券残高
合衆国預金	-		州法銀行券残高
未払い配当金	-		個人預金
他国法銀行預かり金	-	807	合衆国預金
他行預かり金	-		合衆国支払担当官預金
利益	1,343	3,743	他国法銀行預かり金
州法銀行券残高	-		他行預かり金
合計	93,653	147,307	合計
			頭取 T. Ashton
			支配人 Julian Metcalf

出所: *Report of the Comptroller of the Currency*, 1865, pp.118-119; 1866, pp. 186-189 & 1867, p.558.

である。資産額合計をみても年々順調に業務を拡大してきたのがわかる。

ここでも注目されるのが、個人預金額の伸長で、1865年42,310ドルであったものが、1866年65,257ドル（前年比54%増）、1867年79,527ドル（同22%増）と順調な伸びを示し、発券担保の預託国債額の制約を受ける発券額の伸びを補うような形で、同行の業務拡大を支えたものと考えられよう。

表7 オマハ市の国法銀行（1867）単位：ドル

	1867年10月7日現在	First National	Omaha National
(資産の部)			
銀行番号	209	1633	
(負債の部)			
貸出	340,981	114,537	
当座貸越	1,574	2,414	
発券担保合衆国債預け	100,000	50,000	
預金準備合衆国債預け	200,000	100,000	
手許債券・証券類	141,300	103,050	
その他合衆国債および証券類	14,962	11,811	
他国法銀行貸	287,701	140,125	
他行貸	14,533	2,395	
土地、家具、什器	31,273	26,382	
経常費	10,559	10,393	
既払込保険料	79,933	2,355	
小切手その他現金項目	20,548	7,345	
他国法銀行取扱手形	33,169	92,611	
他行取扱手形	424		
正貨	11,726	2,691	
少額紙幣	24,979	11,085	
法貨・合法貨幣	70,682	110,000	
複利付手形	25,830		
合計	1,338,173	787,194	
(負債の部)			
株式資本	100,000	100,000	
剰余金	3,742		
未処分利益	80,556	30,932	
発券残高	90,000	45,000	
州法銀行券残高			
個人預金	740,400	387,063	
合衆国預金	10,547	14,333	
合衆国支払担当官預金	304,423	206,798	
他国法銀行より借り	6,521	3,068	
その他銀行より借り	1,983		
合計	1,338,173	787,194	
頭取	E. Creighton	Ezra Millard	
支配人	Augustus Kountze	J. H. Millard	

出所: *Report of the Comptroller of the Currency*, 1865,

次にOmaha National（表7）であるが、これは1866年の設立のため、1867年の報告しか見ることができないので、同じオマハ市所在のFirst Nationalの同年のデータと並べて掲載した。オマハ市はこの時には人口6,000を超えていたから、国法銀行法の規定により最低でも資本金は100,000ドル必要で、両行とも必要最低限の資本金額である。Omaha Nationalの発券担保預託国債は50,000ドル、発券残高は45,000ドル、個人預金は387,062ドル、総資産787,194ドル、利益30,932ドルなど、いずれの指標もFirst Nationalの2分の1の規模であり、開業当初ということを考えれば、まずはまずの業績であったといえよう。個人預金が負債の部の2分の1を占めている点なども、両行の類似点である。

以上、ネブラスカ準州の国法銀行3行についての財務報告を見てきたが、いずれの銀行においても順調な経営指標の推移をみることができた。また、各行とも預金の大幅増加がみられ、それが負債の部の合計の約2分の1を占めた。準州の国法銀行においては、発券が貸出に占める割合（残高ベース）は、徐々に低下傾向を示していた。実際、その割合については、合衆国平均が1870年ごろまで45%前後で推移しているのに対して、ネブラスカでは1865年19.8%，1866年52.5%，1867年32.7%であり、ネブラスカ州成立後の1868年でも州平均は23.9%で、隣州のアイオワ州51.6%，カンザス州68.9%などと比較してもかなり低い。この時期の発券貸出比率の低下傾向はネブラスカの国法銀行の特徴だといふことができよう。

ここにあるデータだけでは、発券銀行業の後退と預金銀行業の進展について何らかの判断をすることは難しい。ただ、個人預金が貸出額を大きく上回っていることと、他の国法銀行への預け金が貸出額に匹敵していることから考えれば、ネブラスカ州では州経済の発展とともに預

金額は順調に伸びたものの、国法銀行は適当な貸出先を十分には確保できず、他の国法銀行に預金することで余資を運用していたとみることができよう。このような余資運用のために、銀行券発行枠の余裕を使用する必要はなかったということであろう。言い換えれば、国法銀行が貸出しできるような優良な貸出先は州内には十分に育っていなかったということであろうし、州外の顧客への直接の貸出というリスクもとらなかったことが、貸出額に占める発券額比率の低下に結び付いたのであろう。ただし、南北戦争の終るころまでには、オマハ市やネブラスカ市を中心にネブラスカ準州にも商業や製造業が発展し始めていた。たとえば、1860年には準州内の製造事業所は107件、資本総額266,575ドル、従業員336人を擁していた。これが1870年になると、それぞれ同じく670件、2,169,963ドル、2,665人に増加した。1件当たりの資本金額及び従業員1人あたりの資本装備率も、それぞれ2,491ルから5,845ドル、793ドルから814ドルで平均資本金額は2倍以上になっている<sup>68)</sup>。

より細かく見ていくと、1860年には製材業が46件、資本額合計127,800ドル、製粉業が17件、同72,500ドル、正靴業が10件、同9,950が三大業種であった。これが、1870年になると、件数では鍛冶屋が90件、建築業が80件、製粉業が60件、製材業と製靴業が50件と続く。資本金の合計でみると、製粉業が591,900ドル、機械（鉄道補修）業が4件で363,810ドル、製材業が152,200ドルで以下、印刷出版業、蒸留酒製造業、製本業、製靴業などが続き、事業所数およ

<sup>68)</sup>国法銀行の平均にかんするデータは、Report of the Comptroller of the Currency, 1865 1867, 1870. ネブラスカ準州の産業については、1860 Census: Manufactures of the United States, pp.663-665. (<https://www.census.gov/library/publications/1865/dec/1860c.html>) 1870 Census: Volume 3. The Statistics of Wealth and Industry of the United States, pp.542-543&690. (<https://www.census.gov/library/publications/1872/dec/1870c.html>)

びその種類が増加している。先にも述べたように、これらの産業はオマハ市やネブラスカ市のようなミズーリ川西岸地域を中心に発展したものの、ネブラスカ州内においては、これらの地域は1860年代にはフロンティアではなくなっていたという見方もできる<sup>69)</sup>。

ネブラスカの国法銀行も業容の拡大の背景にはこうした産業的な発展があったわけである。これまで見てきたように、これらの国法銀行は製造業や小売業に対する貸出やこれらからの預金の受け入れを活発に行っていた。1867年6月に実施された通貨監督官の検査報告書によると、Omaha Nationalの貸出の内訳は、商業および事業手形9,297ドル、真正為替手形4,196ドル、融通手形54,759ドル、無担保貸付1,430ドルというもので<sup>70)</sup>、農業者やホームステッド(Homestead)入植者らへの融資はほとんどなされなかったようである。国法銀行法で土地担保貸付を禁じていたということもその原因であるし、かれらの私的金融会社がその役割を担ったということも一因であろう。

個別銀行の分析でも若干の言及をしたが、各行ともに他国法銀行への預け金額（あるいは貸付額）がかなり多額である。1867年の個人預金に対する他行預け金の割合だけを見ても、First Nationalが38.7%，Otoe County Nationalが59.1%，Omaha Nationalが36.2%という状況である。国法銀行法では預金の15%以上を、合法貨幣によるか準備市銀行に預託するかで預金準備金を保有することが規定されている<sup>71)</sup>が、3行とも「法貨・合法貨幣」の項目だけでその水準を満たした上で多額の預け金ということになる。このことを合わせて考えると、相当額の遊休資金が存在し、それをたとえばセ

ントリュイスやシカゴなどの準備市あるいは中央準備市のニューヨーク所在の国法銀行などへの預け金をして利息を稼ぐためや、預け先銀行所在地への送金のためのコルレス先預け金などの使途が考えられる。一定程度の産業的な発展は見たものの、この時期のネブラスカの国法銀行にとってその資金量に比較すると、地元のビジネスや商業方面への融資先が十分ではなかったと考えられる<sup>72)</sup>。

国法銀行制度が出現した1863年以降合衆国の州となった1867年ごろまでのネブラスカ銀行業の姿を要約すると以下のように描写できよう。まず、1857年恐慌を契機に、（準）州法銀行の発行する銀行券への信頼はすっかり失われてしまった。準州議会も銀行業に関する審議はほとんど行わず、1867年の州成立まで、1行の州法免許公布も行わなかった<sup>73)</sup>。したがって、この時期はネブラスカ準州における州法銀行空白の時期であった。

恐慌とその後の不況により消滅してしまった州法銀行に代わって、準州の金融の主役を担ったのが私的金融会社である。これらの金融会社は、土地取引や都市開発、河運、鉄道関連の事業への融資や投資を通じて業容を拡大し、資金力をつけていた。ネブラスカ州成立のころになっても、依然として、ネブラスカの資金需要

<sup>69)</sup> US Census 1870: Volume 3, pp.542-543.  
<sup>70)</sup> Copy of 'the original examination report 1867, Omaha National Bank.  
<sup>71)</sup> 前掲高山「国法銀行の理論と制度」p.166.

<sup>72)</sup> Rechard H. Keehn and Gene Smiley, "Mortgage Lending by National Banks," *Business History Review* 51 (Winter 1977), pp. 474-91.は国法銀行が実際に何種々な方法で、不動産担保貸付に近い貸付あるいは間接的貸付を行っていたという指摘をしている。ネブラスカの国法銀行も関係の私的金融会社を通じてあるいは個人への貸付等を通じて不動産融資を実施しえたが、ここで示した実態は、ネブラスカの国法銀行にとって、そうした方面への融資は迂回的な手段を使えば可能であったとしても、そうした道を選択していなかったということである。1860年代半ば以降になると、ネブラスカの中心都市にある国法銀行の貸出先は製造業や商業が中心となりつつあり、たとえ遊資が出たとしても不動産融資より東部の大銀行への預け金を選んだのである。

<sup>73)</sup> Nebraska Territory, *Council Journal*, 1860-64, 8<sup>th</sup> Session, 22; *House Journal*, 1865-67, p.184.

の大宗を担っていた。

1863年に国法銀行制度が導入され、準州にも国法銀行が設立された。当初設立された3行とも、上記の私的な金融会社が設立したものであった。かれらは、不動産融資を自由にできる金融会社を温存しつつ、国法銀行の信用を背景に預金を集め、都市の商工業者や新しい産業への貸し付けを行った。オマハ市やネブラスカ市などに産業が勃興しつつあったとはいえ、準州における最大のビジネス資源は不動産である。ネブラスカの国法銀行は、不動産融資に向けることを禁じられた遊資を準備市や中央準備市の銀行で預け金として運用していた。また、これらの銀行家らは、インフラ関連の有力投資先（鉄道や河運および公共の建物）への投資は行うものの、準州の産業発展のエンジンとなるような融資は行わなかった。

#### おわりに

ここまでネブラスカ銀行業をドティヒュワイカードの挙げた「この時期（フロンティア時代：1849-1893年）の西部の銀行」の特徴を手掛かりに見てきた。彼らの挙げた第1の特徴について、少なくとも準州時代のネブラスカでは、地元出身の農民や鉱山業者のうち成功したものたちがその個人的な評判に依拠して銀行経営を行っていたという証拠は見つからなかった。銀行経営者の出発点は不動産業者かミズーリ川河運関連の事業者かのどちらかであり、後者にしても、土地取引を通じて事業を拡大していったのである。とりわけ、ネブラスカの銀行業の発展には①刑法による銀行業＝犯罪規定のあった時代、②1857年恐慌以降の個人銀行業の時代、③個人銀行の国法銀行設立の時代と時代区分明確な銀行業の時期区分がみられ、②の時代に活躍した個人銀行の経営者らが、③の時代以降の国法銀行業を主要に担った名士ないし名望家らであったことが分かった。

第2の指摘、ネブラスカの農業についてみると、1860年代までは、州経済の中心ではなかった。オルソンとノーグル（Olson & Naugle）によれば、ネブラスカの農業が本格的に開始されるのは、土地投機のブームが終わった1857年恐慌以降のことである。ここで農業で生活が立ち行くめどがついたのが、1860年以降のことだという<sup>74)</sup>。すると、それ以前の「入植者」の土地取得の多くは転売が目的で、金融機関も多くの場合農業方面への融資を考えていたわけではないようだ。ジェームス・M・メーラン（James C. Malin）<sup>75)</sup>の指摘した「投機的農民」が準州期の初期に存在したといいうるかもしれない。ただ、少なくともネブラスカの場合、そうした農民が1860年代以降も多くを占めたという事実は見いだされない。むしろ1860年以降には、農業者の本格的な入植がはじまり、農場数の増加や農業の発展がみられるようになった。そしてそれに関与したのは、私的な金融機関および小売店などの商業者の小規模金融であった。ネブラスカの国法銀行は当地の主要な産業となる農業の発展にかかわることはなかった。本稿においてはここまでを一定の結論としたい。

以下は、この結論を敷衍する今後の課題である。

1867年のネブラスカ州の成立以後、州内の金融のおもな担い手は州法銀行と国法銀行となつた。準州時代に不動産融資などを担った私的な金融会社はやがて、国法銀行などに吸収されていった。国法銀行は、不動産担保投資に制限があり、土地以外に担保に供する資産を持たないネブラスカの農業者には縁遠い存在と映ったに違いない。その隙間を担うべく州内各地に設立されたのが極小規模の州法銀行であり、ネブラ

<sup>74)</sup> Olson & Naugle, *History*, pp.94-97.

<sup>75)</sup> 岡田泰男「西漸運動と土地投機」『アメリカ研究』1971(5), pp. 41-60. James C. Malin, "The Turnover of Farm Population in Kansas," *Kansas Historical Quarterly*, IV, 1935, pp.339-372.

スカ州の金融システムを危ういものにしていく要因となった。

1920年代の農業不況、30年代の金融恐慌とそれに続く不況の中で、ネブラスカ州ではおびただしい数の銀行破綻を生んだ<sup>76)</sup>。その原因の一端は、州による健全な農業金融の育成の欠如、州法銀行法による健全な銀行経営を誘導する規制の欠如および単店銀行制度にあった。それは、グレートプレーン地方を含む中北西地域の銀行業に共通する問題点でもあったが、ネブラスカ州においては、上述の州預金保証制度の維持運営を巡っての様々な政治による失敗が事態を悪化させた。

準州時代を通じて、ネブラスカ銀行業の発展の中で特異なのが、州経済と州の銀行制度形成に果たした国法銀行経営者らのリーダーシップのあり方である。これまで見てきたように、1863年以降に設立されたネブラスカの国法銀行は、農業をはじめとする州の産業の発展への関与はごく限られたものであった。準州時代に成長し、地域の名望家となった銀行家らが、その経験と手腕とをもって州の金融制度の構築やその運営により積極的に関与することはなかった。彼らの目はむしろ東部に向かっていて、農民同盟やポピュリストの影響を強く受け暴走する議会の議論に一定の制動をかけることはほとんどできなかった<sup>77)</sup>。こうした国法銀行経営者のリーダーシップのあり方についてのより詳細な検討は今後の課題としたい。

付記 本稿の執筆に当たっては、平成29年度科学研究費助成事業課題番号17K03851課題名「米国における銀行破綻処理手法の発展に果た

した州預金保証制度の歴史的意義」による研究助成を受けた。記して謝意を表したい。

<sup>76)</sup> 1920年から1934年までに530を超えるネブラスカの州法銀行が破たんしている。黒羽「州法銀行再建整理の経験は連邦預金保険制度に引き継がれたのか-1930年代のネブラスカ州を事例に」『経済志林』82(4), 210.

<sup>77)</sup> これらの議論については、注1, 2の一連の黒羽論文を参照されたい。